

**商品説明書**
**円普通預金**

1. 商品名	・円普通預金
2. 預入期間	・期間の定めはありません。
3. ご利用可能な方	・個人および法人のお客様
4. お預入方法 (1)お預入方法 (2)お預入金額	・当行の取引支店窓口のほか、当行発行のキャッシュ・カードにより三井住友銀行のカード・サービスコーナーや@BANK(ファミリーマート)、セブン銀行、イオン銀行でも、お預入できます。 ・1円以上、1円単位。
5. 払戻方法 (1)払戻方法 (2)払戻金額	・当行の取引支店窓口のほか、当行発行のキャッシュ・カードにより三井住友銀行のカード・サービスコーナーや@BANK(ファミリーマート)、セブン銀行でも、お引き出しできます。 ・1円以上、1円単位（但し、キャッシュ・カードでの出金額は千円単位）
6. 利息 (1)適用金利  (2)利息決算  (3)計算方法  (4)課税	・金利は経済情勢等の変化に応じ適宜変更され、変更日から新しい金利が適用されます。（変動金利） ・最新の金利情報については取引支店窓口にお問い合わせください。  ・3月、6月、9月、12月の第2金曜日を利息決算日とし、次の通り利息決算を行い、預金残高に組み入れます。  ①対象期間は前回決算日（第2金曜日）の翌月曜日（公休日の場合は翌営業日）から今回第2金曜日の翌日（日曜日）（翌月曜日が公休日の場合はその日）までを付利期間とします。（金曜日に翌銀行休業日分の利息を先払いする方式です。） ②毎日の最終残高について、付利単位を1円として、1年を365日とする日数計算をもとに、利息計算します。ただし、その日の最終残高が1,000円未満の場合には、その日の分の利息はお付けしません。  ・平成25年1月1日から平成49年12月31日までに受け取る利子所得については、復興特別所得税が追加課税され、20.315%（国税15.315%＋地方税5%）が課税されます。非居住者は国税の15.315%のみが課税されます。ただし、租税条約に限度税率を定める規定があり、租税条約の適用により国税の税率が15.315%以下となる場合は租税条約の定める税率に従います。
7. 手数料	・キャッシュ・カードによるお預入・払戻等の際に、当行およびオンライン提携金融機関等の所定の手数料がかかることがあります。
8. 付加できる特約事項	—
9. 預金保険の適用	・日本の預金保険制度の対象外です。なお、韓国の預金保険制度の対象となりますが補償内容は日本のものと異なります。詳細は窓口にてお問い合わせください。
10. 元本欠損リスクと要因	—
11. 権利行使上の制限・中途解約の制限	—
12. 想定されるリスク	—
13. 当行が契約している指定紛争解決機関	全国銀行協会 連絡先 全国銀行協会相談室 電話番号 0570-017109 または 03-5252-3772
14. その他の説明事項	・最後の預入または払戻から当行所定の期間、一度も預入または払戻がない場合、休眠口座として取扱います。休眠口座となった場合には取引が制限されます。

(平成24年12月31日現在)

**商品説明書**
**円定期預金**

1. 商品名	・自由金利型 円定期預金
2. 預入期間	<ul style="list-style-type: none"> <li>・この預金には、払戻に関する期間の定め(満期日)があります。</li> <li>① 預入日から次の定型期間が経過した応当日を、満期日として指定することができます。…1ヵ月、3ヵ月、6ヵ月、1年、2年、3年。</li> <li>② また、お預入日から1ヵ月超1年までの任意の日(ただし、上記①に該当する日を除きます。)を満期日に指定することができます。</li> <li>・上記①の定型期間によって満期日を指定した場合は、自動継続の取扱により、前回と同一の定型期間単位で満期日を順延することができます。</li> </ul>
3. ご利用可能な方	・個人および法人のお客様
4. お預入方法	・当行の取引支店窓口で、1,000円以上1円単位でお預入できます。
5. 払戻方法	・当行の取引支店窓口で、満期日以後に元金と利息を払戻します。
6. 利息 (1)適用金利  (2)利息決算  (3)計算方法  (4)課 税	<ul style="list-style-type: none"> <li>・お預入時の約定利率を、満期日まで適用します(固定金利/1年超の場合も単利で計算します)。自動継続時には、当日の当行の取引支店の店頭に表示する利率を適用します。</li> <li>・満期日前の解約時には、後記に記載するルールに従って利率を適用します</li> <li>・満期日(自動継続する場合を除きます。)を過ぎてから解約するときは、満期日から解約日までの利率については、解約日の普通預金利率を適用します。</li> <li>・お預入期間にかかわらず利息は、満期日(入金口座の解約等により満期日以後となることもあります。)に一括して支払います。</li> <li>・付利単位を100円として、1年を365日とする日数計算をもとに、利息を計算します。</li> <li>・平成25年1月1日から平成49年12月31日までに受け取る利子所得については、復興特別所得税が追加課税され、20.315%(国税15.315%+地方税5%)が課税されます。非居住者は国税の15.315%のみが課税されます。ただし、租税条約に限度税率を定める 規定があり、租税条約の適用により国税の税率が15.315%以下となる場合は租税条約の 定める税率に従います。</li> </ul>
7. 手数料	—
8. 付加できる特約事項	—
9. 預金保険の適用	・日本の預金保険制度の対象外です。なお、韓国の預金保険制度の対象となりますが補償内容は日本のものと異なります。詳細は窓口にてお問い合わせください。
10. 元本欠損リスクと要因	—
11. 権利行使上の制限・中途解約の制限	<ul style="list-style-type: none"> <li>・満期日前に解約する場合は、実際の預入期間に応じて、下記の通り中途解約利率(小数点第4位以下切捨)により利息計算を行います。</li> <li>① 預入後6ヶ月未満：解約日の普通預金金利</li> <li>② 預入後6ヶ月以上1年未満：約定金利の50%</li> <li>③ 預入後1年以上3年未満：約定金利の70%</li> </ul>
12. 想定されるリスク	—
13. 当行が契約している指定紛争解決機関	全国銀行協会 連絡先 全国銀行協会相談室 電話番号 0570-017109 または 03-5252-3772
14. その他の説明事項	・金利については、窓口までお問い合わせください。

(平成24年12月31日現在)

**商品説明書**
**円通知預金**

1. 商品名	・円通知預金
2. 預入期間	<ul style="list-style-type: none"> <li>・この預金には、払戻に関する期間の定めがあります。</li> <li>・据置期間(お預入れ日を含み7日間)は、原則として、払戻しできません。</li> <li>・据置期間経過後は、随時払戻しできます。</li> </ul>
3. ご利用可能な方	・個人および法人のお客様
4. お預入方法 (1)お預入方法 (2)お預入金額	<ul style="list-style-type: none"> <li>・当行の取引支店窓口で、お預入できます。</li> <li>・お預入1件につき5万円以上、1円単位。</li> </ul>
5. 払戻方法 (1)払戻方法 (2)払戻金額	<ul style="list-style-type: none"> <li>・取引支店の窓口に関し、据置期間経過後に元金と利息を払戻します。</li> <li>・お預入1件ごとに払戻します。(お預入1件の一部金額の払戻しはできません。)</li> <li>・払戻日の2日前までに、払戻しする日を当行に通知する必要があります。</li> </ul>
6. 利 息 (1)適用金利 (2)利息決算 (3)計算方法  (4)課 税	<ul style="list-style-type: none"> <li>・締結時の適用金利は据置期間も含め、市場金利の動向に応じて毎日決定し店頭に表示する金利を適用します。(変動金利)</li> <li>・店頭提示以外の利率で約定した場合は、その利率を適用します。</li> <li>・元金の払戻時に利息を支払います。</li> <li>・お預入1件について付利単位を1円とし、1年を365日とする日数計算をもとに利息計算します。</li> <li>・平成25年1月1日から平成49年12月31日までに受け取る利子所得については、復興特別所得税が追加課税され、20.315%(国税15.315%+地方税5%)が課税されます。非居住者は国税の15.315%のみが課税されます。ただし、租税条約に限度税率を定める規定があり、租税条約の適用により国税の税率が15.315%以下となる場合は租税条約の定める税率に従います。</li> </ul>
7. 手数料	—
8. 付加できる特約事項	—
9. 預金保険の適用	・日本の預金保険制度の対象外です。なお、韓国の預金保険制度の対象となりますが補償内容は日本のものと異なります。詳細は窓口にてお問い合わせください。
10. 元本欠損リスクと要因	—
11. 権利行使上の制限・中途解約の制限	<ul style="list-style-type: none"> <li>・やむをえず据置期間内に払戻す場合は、払戻日の普通預金利率を適用します。</li> <li>・据置期間の直後に銀行休業日が連続する場合は、その最終日の翌営業日から払戻しできるようになります。</li> </ul>
12. 想定されるリスク	—
13. 当行が契約している 指定紛争解決機関	全国銀行協会 連絡先 全国銀行協会相談室 電話番号 0570-017109 または 03-5252-3772
14. その他の説明事項	

(平成24年12月31日現在)

## 商品説明書 外貨普通預金

外貨預金のお申し込みの際は、本書面をよくお読みになった上でお取引ください。本商品は、円貨ベースで元本割れが発生するリスクがある商品です。

### 外貨普通預金に関するリスク・損失

- お預入外貨建てでは元本割れはありませんが、外国為替相場の動向等によっては、払戻時の円貨額が預入時の円貨額を下回る等、「元本割れ」が生じるリスクが生じ、それらのリスクは預金者が負うことになります。
- 円貨と外貨の交換の際に発生する外国為替手数料と、外貨現金を取扱う際の手数料があります。

1. 商品の概要	外貨預金（本邦通貨以外の外貨建ての預金）のうち、期間の定めのない預金です。
2. 預入期間	・この預金には、払戻に関する期間の定めはありません。
3. ご利用可能な方	・個人および法人のお客様
4. お預入方法 (1) お預入方法 (2) 通貨 (3) お預入金額	<ul style="list-style-type: none"> <li>・当行の取引支店窓口で、お預入できます。</li> <li>・米国ドル、ユーロ</li> <li>・米ドル、ユーロともに1通貨単位以上</li> </ul>
5. 払戻方法	・当行の取引支店窓口で払戻しします。ただし、外貨現金でお引き出しの場合は米ドルのみであり、硬貨は取扱しません。（当行ではユーロキャッシュを取り扱っておりません。）
6. 利息 (1) 適用金利 (2) 利息決算 (3) 計算方法  (4) 課税	<ul style="list-style-type: none"> <li>・金利は経済情勢等の変化に応じ適宜変更され、変更日から新しい金利が適用されます。（変動金利）</li> <li>・最新の金利情報については取引支店窓口にお問い合わせください。</li> <li>・3月、6月、9月、12月の第2金曜日を利息決算日とし、次の通り利息決算を行い、預金残高に組み入れます。</li> <li>①対象期間は前回決算日（第2金曜日）の翌月曜日（公休日の場合は翌営業日）から今回第2金曜日の翌日（日曜日）（翌月曜日が公休日の場合はその日）までを付利期間とします。（金曜日に翌銀行休業日分の利息を先払いする方式です。）</li> <li>②毎日の最終残高について、付利単位を1通貨単位として、1年を360日とする日数計算をもとに、利息計算し、1補助通貨単位まで利払いします。ただし、その日の最終残高が1通貨単位未満の場合には、その日の分の利息はお付けしません。</li> <li>・平成25年1月1日から平成49年12月31日までに受け取る利子所得については、復興特別所得税が追加課税され、20.315%（国税15.315%＋地方税5%）が課税されます。非居住者は国税の15.315%のみが課税されます。ただし、租税条約に限度税率を定める規定があり、租税条約の適用により国税の税率が15.315%以下となる場合は租税条約の定める税率に従います。</li> </ul>
7. 手数料	・円貨を外貨に替えるレート（TTSレート）と、外貨を円に替えるレート（TTBレート）にはそれぞれ当行所定の外国為替手数料（下記参照）が

	<p>含まれます。このため、為替変動がなかった場合でも元本割れとなるリスクがあります。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>為替手数料（単位外貨あたり・円）は下記のとおりです。ただし、下記手数料は予告なく変更される可能性があります。</li> </ul> <table border="1" data-bbox="555 421 1289 488"> <tr> <td>米ドル（1ドル）</td> <td>片道 1円 / 往復 2円</td> </tr> <tr> <td>ユーロ（1ユーロ）</td> <td>片道 1円50銭 / 往復 3円</td> </tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> <li>外貨現金によるお支払：当行所定の現金取扱手数料がかかります。米ドルは（入金時 2円 / ドル、引落し時 2円 / ドル）ユーロは取扱いしておりません。</li> </ul>	米ドル（1ドル）	片道 1円 / 往復 2円	ユーロ（1ユーロ）	片道 1円50銭 / 往復 3円
米ドル（1ドル）	片道 1円 / 往復 2円				
ユーロ（1ユーロ）	片道 1円50銭 / 往復 3円				
8. 付加できる特約事項	—				
9. 預金保険の適用	<ul style="list-style-type: none"> <li>日本の預金保険制度の対象外です。なお、韓国の預金保険制度の対象となりますが補償内容は日本のものと異なります。詳細は窓口にてお問い合わせください。</li> </ul>				
10. 元本欠損リスクと要因	<p>外貨預金には、元本欠損を発生させる等の次のようなリスクにより、損失を被ることがあります。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>外国為替相場の動向等によっては、払戻時の円貨額がお預入時の円貨額を下回る等、元本割れが生じるリスク</li> <li>外国為替市場において外国為替取引が行われない場合等に外貨預金のお預入や払戻しに応じられないリスク</li> <li>外国為替相場に変動がない場合においても、TTSレートとTTBレートの差から生じる元本割れのリスク</li> </ul>				
11. 権利行使上の制限・中途解約の制限	—				
12. 想定されるリスク	<ul style="list-style-type: none"> <li>その他不測の事態（経済環境・政情・規制の変化など当該国の事情による相場変動、流動性の低下、または市場の停止等）が発生した場合に、お預入時の元本を割り込むリスクがあります。</li> </ul>				
13. 当行が契約している指定紛争解決機関	<p>全国銀行協会          連絡先 全国銀行協会相談室          電話番号 0570-017109 または 03-5252-3772</p>				
14. その他の説明事項	—				

（平成24年12月31日現在）

## 商品説明書 外貨定期預金

外貨預金のお申し込みの際は、本書面をよくお読みになった上でお取引ください。本商品は、円貨ベースで元本割れが発生するリスクがある商品です。

### 外貨定期預金に関するリスク・損失

- お預入外貨建てでは元本割れはありませんが、外国為替相場の動向等によっては、払戻時の円貨額が預入時の円貨額を下回る等、「元本割れ」が生じるリスクが生じ、それらのリスクは預金者が負うことになります。
- 円貨と外貨の交換の際に発生する外国為替手数料と、外貨現金を取扱う際の手数料があります。

1. 商品の概要	外貨預金（本邦通貨以外の外貨建ての預金）のうち、期間の定めのある預金です。
2. 預入期間	<p>①お預入日から次の定型期間が経過した応当日を、満期日として指定することができます。</p> <p>米ドル・ユーロ：1ヵ月、3ヵ月、6ヵ月、1年。 韓国ウォン：3ヵ月、6ヵ月、1年。</p> <p>②米ドルは、お預入日から1ヵ月超1年までの任意の日（ただし、上記①に該当する日を除きます。）を満期日に指定することができます。</p> <p>・上記①の定型期間によって満期日を指定した場合は、自動継続の取扱により、前回と同一の定型期間単位で満期日を順延することができます。</p>
3. ご利用可能な方	・個人および法人のお客様（非居住者は除外）
4. お預入方法 (1) お預入方法 (2) 通貨 (3) お預入金額	<p>・当行の取引支店窓口で、お預入できます。</p> <p>・米国ドル、ユーロ、韓国ウォン</p> <p>・米ドル、ユーロは100通貨単位以上、韓国ウォンは10,000,000.－以上</p>
5. 払戻方法	・当行の取引支店窓口で払戻しします。ただし、外貨現金でお引き出しの場合は米ドル、韓国ウォンのみであり、硬貨は取扱しません。（当行ではユーロキャッシュを取り扱っておりません。）
6. 利息 (1) 適用金利 (2) 利息決算 (3) 計算方法 (4) 課税	<p>・お預入時の約定利率を、満期日まで適用します（固定金利）。自動継続時には、当日の当行の取引支店の店頭に表示する利率を適用します。</p> <p>・満期日前の解約時には、後記に記載するルールに従って利率を適用します</p> <p>・満期日（自動継続する場合を除きます。）を過ぎてから解約するときは、満期日から解約日までの利率については、解約日の普通預金利率を適用します。</p> <p>但し、韓国ウォンの場合は期限後利息は支払い致しません。</p> <p>・お預入期間が1年までの場合の利息は、満期日（入金口座の解約等により満期日以後となることもあります。）に一括して支払います。</p> <p>・付利単位を1通貨単位として、米ドル、ユーロは1年を360日、韓国ウォンは1年を365日とする日数計算をもとに、利息を計算します。</p> <p>・平成25年1月1日から平成49年12月31日までに受け取る利子所得については、復興特別所得税が追加課税され、20.315%（国税15.315%＋地方税5%）が課税されます。</p> <p>非居住者は国税の15.315%のみが課税されます。ただし、租税条約に限度税率を定める規定があり、租税条約の適用により国税の税率が15.315%以下となる場合は租税条約の定める税率に従います。</p>

7. 手数料	<ul style="list-style-type: none"> <li>・円貨を外貨に替えるレート（TTSレート）と、外貨を円に替えるレート（TTBレート）にはそれぞれ当行所定の外国為替手数料（下記参照）が含まれます。このため、為替変動がなかった場合でも元本割れとなるリスクがあります。</li> <li>・為替手数料（単位外貨あたり・円）は下記のとおりです。ただし、下記手数料は予告なく変更される可能性があります。</li> </ul> <table border="1" data-bbox="555 481 1289 611"> <tr> <td>米ドル（1ドル）</td> <td>片道1円／往復2円</td> </tr> <tr> <td>ユーロ（1ユーロ）</td> <td>片道1円50銭／往復3円</td> </tr> <tr> <td>韓国ウォン</td> <td>片道0.10円（100ウォン当たり） ／往復0.20円</td> </tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> <li>・外貨現金によるお支払：当行所定の現金取扱手数料がかかります。米ドルは（入金時2円／ドル、引落し時2円／ドル）、韓国ウォンは売り買いそれぞれに2.5%です。ユーロは取扱いしておりません。</li> </ul>	米ドル（1ドル）	片道1円／往復2円	ユーロ（1ユーロ）	片道1円50銭／往復3円	韓国ウォン	片道0.10円（100ウォン当たり） ／往復0.20円
米ドル（1ドル）	片道1円／往復2円						
ユーロ（1ユーロ）	片道1円50銭／往復3円						
韓国ウォン	片道0.10円（100ウォン当たり） ／往復0.20円						
8. 付加できる特約事項	—						
9. 預金保険の適用	<ul style="list-style-type: none"> <li>・日本の預金保険制度の対象外です。なお、韓国の預金保険制度の対象となりますが補償内容は日本のものと異なります。詳細は窓口にてお問い合わせください。</li> </ul>						
10. 元本欠損リスクと要因	<p>外貨預金には、元本欠損を発生させる等の次のようなリスクにより、損失を被ることがあります。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・外国為替相場の動向等によっては、払戻時の円貨額がお預入時の円貨額を下回る等、元本割れが生じるリスク</li> <li>・外国為替市場において外国為替取引が行われない場合等に外貨預金のお預入や払戻しに応じられないリスク</li> <li>・外国為替相場に変動がない場合においても、TTSレートとTTBレートの差から生じる元本割れのリスク</li> </ul>						
11. 権利行使上の制限・中途解約の制限	<p>原則として中途解約は出来ません。</p> <p>万一、銀行が事前の協議に応じて中途解約に応じる場合でも場合により中途解約ペナルティ（手数料）が発生する場合があります。</p>						
12. 想定されるリスク	<ul style="list-style-type: none"> <li>・その他不測の事態（経済環境・政情・規制の変化など当該国の事情による相場変動、流動性の低下、または市場の停止等）が発生した場合に、お預入時の元本を割り込むリスクがあります。</li> </ul>						
13. 当行が契約している指定紛争解決機関	<p>全国銀行協会 連絡先 全国銀行協会相談室 電話番号 0570-017109 または 03-5252-3772</p>						
14. その他の説明事項	<p>韓国ウォン通貨による外貨定期預金（KEB Global Won定期預金）の場合は、韓国における当行本店営業日以外の日は預入及び解約はできません。</p>						

（平成26年12月1日現在）